

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三芳町は、健康増進関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

三芳町

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であつて主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 <p>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。</p> <p>①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。</p> <p>②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。</p> <p>③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。</p> <p>④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第76項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各種システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	Ⅱ しいき鑑判断項目 1. 対象人数 いつ時点の人数か	平成26年10月10日時点	平成29年6月30日時点	事後	
平成29年7月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ 関連情報-1. 特定個人情報取扱い事務-②事務の概要	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法の規定に基づき、保健指導、栄養指導、健康相談等の健康づくり事業の実施、及び健康診査、各種がん検診、歯科検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進の実施に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業 ②健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	健診増進ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ 関連情報-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項並びに健康増進法第17条等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の76の項番号別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	健康増進課長 金井塚 和之	健康増進課長 池田 康幸	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しいき鑑判断項目 1. 対象人数 いつ時点の人数か	平成29年6月30日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しいき鑑判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	平成26年10月10日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年10月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 池田 康幸	健康増進課長	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ しいき鑑判断項目 1. 対象人数 いつ時点の人数か	令和1年6月6日時点	令和4年2月15日時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ しいき鑑判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	令和1年6月6日時点	令和4年2月15日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報-1. 特定個人情報取扱い事務-②事務の概要	健康増進法の規定に基づき、保健指導、栄養指導、健康相談等の健康づくり事業の実施、及び健康診査、各種がん検診、歯科検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進の実施に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業 ②健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業	健康増進法(平成二十四年法律第百三十九号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 -胃がん検診 -大腸がん検診 -肺がん検診 -子宮頸がん検診 -乳がん検診 -肝炎ウイルス検診 -骨粗鬆症検診 -歯周疾患検診	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	健診増進ファイル 宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の76の項番号別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の76の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第54条	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号及び番号別表第二の102の2の項	事前	
令和4年3月8日	Ⅱ しいき鑑判断項目 1. 対象人数 いつ時点の人数か	令和4年2月15日時点	令和4年3月8日時点	事前	
令和4年3月8日	Ⅱ しいき鑑判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	令和4年2月15日時点	令和4年3月8日時点	事前	
令和8年3月1日	Ⅱ しいき鑑判断項目 1. 対象人数 いつ時点の人数か	令和4年3月8日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ しいき鑑判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	令和4年3月8日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	様式変更のため
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更のため